

掛川市告示第40号

掛川市土地利用事業の適正化に関する指導要綱（平成17年掛川市告示第59号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

掛川市長 松井三郎

第2条第1号中「研修施設、研究施設」を「研修・研究施設」に改める。

第3条第1号中「最終処分」を「最終処分場」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 自己の居住の用に供する建物の建築を目的とする土地利用事業

第3条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 国若しくは地方公共団体又は国若しくは地方公共団体が出資している公社等で市長が別に定めるものが行う土地利用事業

第3条に次の1項を加える。

2 同一事業者（社会通念上事業者と同一であると認められる者を含む。）が既に実施した施行区域に接続して、当該土地利用事業完了後3年以内にさらに土地利用事業を行う場合は、そのすべての面積をもって前項第1号に定める規模の対象とする。

第4条の見出し中「責務」を「協力」に改め、同条第1項中「国土利用計画」を「土地利用計画」に、「協力しなければならない」を「協力するよう努めなければならない」に改める。

第5条中「静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱（昭和49年静岡県告示第1209号。以下「県指導要綱」という。）に定める土地利用事業の基準及び」を削る。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第7条ただし書中「、事業者は」を削る。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第11条第1項中「県指導要綱」を「静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱（昭和49年静岡県告示第1209号）」に改める。

第12条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該事業が法第29条に基づく許可を受けた事業である場合にあつては、この限りでない。

第12条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条第2項中「第8条第1項の承認を受けた事業者の相続人その他の一般承継人は、」を「前項の規定により」に改め、同項に次のただし書を加え、同項を同条第3項とする。

ただし、当該事業が法第29条に基づく許可を受けた事業である場合にあつては、この限りでない。

同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項各号に掲げる土地利用事業の事業者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた地位を承継する。

第13条に次のただし書を加える。

ただし、当該事業が法第29条に基づく許可を受けた事業である場合にあつては、この限りでない。

第14条に次のただし書を加える。

ただし、当該事業が法第29条に基づく許可を受けた事業である場合にあつては、この限りでない。

第14条第4号中「工事の着手」の次に「若しくは完了」を加える。

第15条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該事業が法第29条に基づく許可を受けた事業である場合にあつては、この限りでない。

第15条第2項中「又は」を「及び」に改める。

第16条第1号中「汚水処理場その他の」を削る。

第19条を次のように改める。

第19条 削除

第20条の見出し中「施行方法等」を「施工方法等」に改め、同条中「施行方法」を「施工方法」に改める。

第21条第2項第1号中「第6条第1項に規定する事前協議の申出、」を削り、同項第2号中「防

災工事施工中及び」を「工事施工中及び当該」に改める。

第22条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該事業が法第29条に基づく許可を受けた事業である場合にあっては、この限りでない。

第23条の見出し中「、勧告等」を「、指導等」に改め、同条第1項及び第2項中「勧告」を「指導」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 削除

様式第3号（注）中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

様式第13号を次のように改める。

様式第13号 削除

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。